

平成22年10月22日

防 衛 省

「自衛隊の大規模広報施設に係る入場料の徴収に関する実験の実施に関する省令案」等に対する意見公募の結果について

「自衛隊の大規模広報施設に係る入場料の徴収に関する実験の実施に関する省令案」等につきましては、平成22年9月14日から同年10月13日までの間、御意見を募集したところ、59通の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する防衛省の考え方につきまして、別紙のとおり取りまとめましたので、御報告いたします。

また、本省令案等につきましては、平成22年10月22日に制定したことを併せて御報告いたします。

お寄せいただいた御意見につきましては、今後、入場料を徴収するか否か最終的な判断を検討する中で参考意見として考慮させていただきます。

今回、御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げます。

問い合わせ先

住 所：〒162-8801

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省大臣官房広報課

電話番号：(代表) 03-3268-3111 内線20301

F A X：03-5269-3270

○いただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方

御意見の概要	回 答
○全般に対する御意見 ・ 広報施設は国民に自衛隊を理解してもらうことを目的としたものであることから入場料の徴収には反対である。 ・ 広報施設とはテーマパークや娯楽施設ではなく、広く一般の方に自衛隊の事を少しでも理解してもらう為にあるのではないかと。 ・ 広報施設は何のために作られたのか、その意味を根本から考えて欲しい。 ・ 広報施設は自衛隊の活動内容等を一般の人に公開・周知するための施設であるから、入場料金を徴収して見せるものではない。 ・ 自衛隊に対する国民の理解を深め、自衛隊ファンを一人でも多く増やすためにも、現状どおり無料が望ましい。 ・ 自衛隊の職務に国民が触れることのできる数少ない場の一つであり、無駄や経費削減策を議論する類のものではない。 ・ 国民の税金で運営しているという考え方からすれば、入場料を更に徴収するといのは原則から外れている。 ・ 納税者である国民に自衛隊活動への理解を深めてもらうという性質上、有料化が相応しい施設ではない。	○当省の考え方 ・ 頂いた御意見のとおり、広報施設というのは、広く一般の方に防衛省・自衛隊を少しでも理解して頂くためにあるものですが、昨年の行政刷新会議事業仕分けにおいて議論された評決結果「予算を削減（入場料の徴収を含め民間委託）」を踏まえ、今後の対応について防衛省として検討した結果、入場料徴収の実験を実施・検証し、その結果を踏まえて今後の施策の資とすることが必要との認識に至りました。したがって、入場料の徴収に関する実験の実施は、今後の防衛省としての対応を決定する資とするための施策であり、原案のとおり実験を実施することとさせていただきます。
・ 施設内のアトラクション設備（シミュレータ、シアター類）の使用料金徴収にとどめておいた方がよいのではないのでしょうか。 ・ アミューズメント的要素のある館内機器などを有料にできないか。	・ 防衛省としましては、昨年の行政刷新会議事業仕分けにおいて議論された評決結果「予算を削減（入場料の徴収を含め民間委託）」を踏まえ、今後の対応について防衛省として検討した結果、入場料徴収の実験を実施・検証し、その結果を踏まえて今後の施策の資とすることが必要との認識に至りました。したがって、入場料の徴収に関する実験の実施は、今後の防衛省としての対応を決定する資とするための施策であり、原案のとおり実験を実施することとさせていただきます。なお、頂

	いた御意見につきましては、本実験結果の検証とともに検討させていただきます。
・実験ということですので、閑散としている平日は有料化せずに、来館者の集中する土・日・祝日から始めるはいかがでしょう。	・今回の実験は、入場料金の徴収に伴う施設への入場者の数の変化その他の自衛隊の広報活動に与える影響について検証することを目的としており、適切な検証を行うためにも、実験期間中は平日、土日等関係なく、入場料金を徴収することが適切と考えます。
・観光業者相手に料金を徴収する事を先に行った方が良いのではないのでしょうか。	・頂いた御意見につきましては、施設の利用者は観光業者の方々や観光客だけではありませんので、特定の方や業者に便宜を図ることはできません。
・この実験に関して、その結果をどうするのか言及されていませんが、税金で作られた施設に、更に個人負担を強いる以上、その結果は国民に公開し、意見を求めるべきです。パブリックコメントや防衛白書、新聞記事などにその実験によって得られた成果を掲載し、多くの批判にさらしてこそ、実験の結果について正しい評価が下せるのではないのでしょうか。	・今回の実験の実施結果については、今後の大規模広報施設の有料化についての検討の資とさせていただきます。検討結果について国民に公開し、意見を求めることにつきましては、実験結果の検証とともに検討させていただきます。
・料金徴収するのであれば、少なくとも国家防衛を司る省庁が直接行うのではなく、施設の売却も含め最低でも独立行政法人、でき得れば民間法人による運営を行うべきである。	・今回の入場料金の徴収に関しましては、あくまで実験ということで実施いたしますので、当省が直接徴収させていただきます。頂いたご意見につきましては、実験結果の検証とともに検討させていただきます。
・料金徴収をしなければならないのであれば、施設維持を放棄し、広報活動の見直しを行うのが筋である。	・広報施設は、広く一般の方に防衛省・自衛隊を少しでも理解して頂くためにあるものであり、その施設を活用した広報活動を止めることは、現時点では考えていません。
○省令第1条に対する御意見	○当省の考え方
・実験の目的をはっきりする必要がある。	・今回省令等を定めた目的は、省令第1条にありますとおり、入場料の徴収に関する実験の実施により、該当施設への入場者の数の変化その他の自衛隊の広報活動に与える影響について検証することにあります。

・自衛隊の大規模広報施設の定義について、「自衛隊の広報活動の用に供されている自衛隊の施設」であり、「当該施設の延べ床面積が二千五百平方メートル以上」かつ、「一年間当たりの入場者の数が五万人を超えるもの」との規定は、告示案に示された３施設に限定されないことになる。	・頂いた御意見のとおり、省令案第１条に規定する大規模広報施設の定義では、告示で定める３施設以外の施設も大規模広報施設に該当することとなります。しかしながら、省令案第２条において、「自衛隊の大規模広報施設のうち防衛大臣が別に定めるものに入場しようとする者は、当分の間、入場料を国に納めるものとする。」との規定を設け、告示において対象施設を定めています。したがいまして、原案どおりとさせていただきます。
・有料化実験の対象となるべき施設とは、建物全体ではなく、専ら広報に使用される部分の規模によって画すべきであるが、省令の案文は、そのような定義になっていないため、告示案が掲げる対象施設との齟齬が生じる。	・頂いた御意見についてですが、広報施設とは専ら広報の用に供されることを目的として設置された施設であり、建物全体が広報目的に供されているものです。したがいまして、ご指摘の告示案に掲げる対象施設との齟齬が生じるとの指摘は当たらず、原案どおりとさせていただきます。
・一年間あたりの入場者数については、起算点をどこに置くのかによって、有料化の対象になるかどうかの判断が異なることになる。仮に、この実験が二年間続く場合、一年目の実験で入場者が五万人未満であった施設を除外すべきか、本省令案の規定ぶりでは明らかではない。	・頂いた御意見についてですが、省令案第１条でいう大規模広報施設に該当しない施設となった場合は、入場料の徴収に関する実験の実施施設に該当しませんので、告示の改正を行った上で、省令案第２条でいう「防衛大臣が別に定めるもの」から除外することになります。
・入場者が五万人以上との規定を置かなくても、告示案で示された三施設を特定することは可能である。従って、省令案第１条中、「、かつ、年間あたりの入場者の数が五万人を超える」との文言は不要である。	・頂いた御意見についてですが、告示案で示された施設は、昨年の行政刷新事業仕分けの対象となった五つの大規模広報施設のうちの三つであります。防衛省において、「大規模広報施設」という文言は、昨年の行政刷新会議事業仕分けにおいて初めて出てきた文言であり、事業仕分けの対象となった施設の年間入場者数を分析いたしますと、年間五万人以上の入場者があり、大規模広報施設の定義の一つの要件として、年間入場者が五万人ということを導き出しました。したがいまして、大規模広報施設の定義につきましては、原案どおりとさせていただきます。
○省令案第２条第１項に対する御意見	○当省の考え方
・徴収した入場料の使用目的がはっきりしていま	・今回徴収させていただく入場料金につきまして

せん。実験とはいえ、料金を徴収するのであれば、その使用目的をはっきりと示すべき。 ・広報施設有料化実験について、「当分の間」となっているが、最低実施期間（少なくとも6ヶ月実施）という設定を明記したほうがよい。	は、国の歳入として国庫に納入され、国の予算として使われます。 ・頂いた御意見についてですが、省令案第1条にありますとおり、今回の実験は、入場料徴収による当該施設への入場者の数の変化その他の自衛隊の広報活動に与える影響について検証することを目的としており、実験終了日を明示することにより、適切な実験データを取得できないおそれがあり、爾後の検証に支障があると考えられるため、実施期間は原案どおり「当分の間」とさせていただきます。
・省令案の目的は、有料化による入場料の変化の検証にある。有料化によって、入場者数に顕著な変化が合った場合は、もはや実験を継続する意義はなくなるものと考えられる。それでも実験を継続するかどうかについて、総合的な判断を臨機応変に行うことのできる余地を残すべきである。 具体的には、省令に「することができる」の規定において、実際に入場料の徴収を行うかどうかについては、告示に委ねるほうが、柔軟な運用が行える。 従って、有料化実験で十分な検証結果が得られた場合、又は実験を継続することが適当でない場合においては、省令の改正をまたずに、当該実験を終了できるように、省令案を改めるべきである。	・今回の入場料の徴収に関する実験の実施については、告示案で示す三施設に入場される方のご判断で入場料を国に納めることができるということではありません。 実験を継続するかどうかについて、総合的な判断を臨機応変にできる余地を残すべきであるという御意見についてですが、告示案備考に「防衛大臣が特に必要と認めるときは、入場料を減免することができる」と規定しており、当該規定で対処できるものと考えています。また、実験の終了にあたりましては、本省令は廃止することを考えています。したがって、原案どおりとさせていただきます。
・告示案第2号表中備考欄を削除し、省令第3条2項の次に次の一項を加える。 「3 前二項の規定にかかわらず、防衛大臣が別に定める場合その他防衛大臣が特に必要と認める場合には、入場料を減額し、又は免除することができる。」 (理由) (1) 入場料の減免を「防衛大臣が特に必要と認めるとき」のみとすると、減免には特段の理由が必要となり、ごく限られた場合に限定されてしまう。 また、この規定ぶりでは、典型的な減免事由	・頂いた御意見についてですが、 (1) 今回の入場料の徴収に関する実験の実施期間中は、小学生以上の方につきましては、告示案に示す料金を徴収するものとしております。現段階におきましては、実験による様々な事象・結果を取得するためにも、いわゆる典型的な減免事由については設けておりません。しかしながら、実験期間中に減免を行わなければならない特別な事情に対応できるよう「防衛大臣が特に必要と認めるとき」という厳格な条件の下、減免することができる規定を設けました。 (2) 実験とはいえ、国民の方から料金を徴収す

が存在する場合であっても、その判断を防衛大臣ないしその受任者にゆだねることになり、効率的でない。さらに、裁量的減免に多くをゆだねてしまうと、行政財産が適切に管理されているか、外部から疑問を投げかけられない。 (2) 入場料は、公平な負担を原則としつつも、施設本来の公的目的が発揮できるよう、減免の対象とすべき条件を省令で定め、なおかつ、裁量的減免が可能となるような規定に改めるべきである。 例えば、自衛隊の業務のために使用する場合として、防衛省が主催又は支援する行事に参加する場合、募集や援護活動の一環で招待する場合、部隊研修など自衛隊の業務で使用する場合などには、公益的目的による免除が適用されるべきである。 また、高齢者、幼児、障害者などについても、負担能力に応じた減免が必要であるとする。 ほかにも、動員力の観点から、団体割引のほか、協力団体の会員等を割引対象とする余地も残すべきであろう。 (なお、米軍関係者、外交官等については、地位協定5条2項、外交関係条約34条、35条、領事関係条約49条、52条の趣旨から、予め免除の対象とすることが望ましいと考える。) (3) また、入場料の減免も歳入の調査決定に関する事項であることから、減免できる旨の規定は、告示ではなく、入場料の徴収を定める省令中に置く必要がある。	ることになりますので、料金徴収に関しましては厳密に実施する必要があると考えております。頂いた御意見のとおり、裁量的減免の幅を広げてしまいますと、告示案に示す料金徴収者との間に不公平感が生じるおそれがあると考えます。 (3) 減免規定を省令、告示のどちらに規定すべきかということにつきましては、防衛省内においても検討してきたところですが、他省庁の事例で告示に減免できる旨の規定を置いているものがございましたので、今回はそれに倣い告示に減免できる旨の規定を設けたものであります。 したがいまして、上記(1)(2)(3)より、原案のとおりとさせていただきます。
入場料は、納入の告知を要しない歳入として扱うものと思慮するが、省令中に入場料の納入方法について規定を置くことが望ましい(会計法6条、予決令28条の2、国の債権の管理等に関する法律施行令9条2項1号)。	省令中に入場料の納付方法について規定置くことが望ましいとの御意見をいただきましたが、入場料の納入方法の詳細まで省令に規定する必要はないと考えておりますので、原案どおりで適当であると考えています。
○省令案附則に対する御意見 - 十分な周知期間を経てから施行すべき。 - 入場料金を徴収する場合は少なくとも、半年前、通常ならば1年前に周知すべき。	○当省の意見 防衛省としては、昨年の事業仕分けの評決結果を受けて、23年度予算に反映できるよう速やかに対応する必要があったため、今回、入場料金の徴収を実施するものであります。ご

	理解いただければと思います。
○告示案第二号に対する御意見	○当省の考え方
・入場料設定が高すぎである。	・入場料金につきましては、①広報施設の設置目的である国民の自衛隊に対する理解を深め、防衛基盤の形成を図るという機能が極力失われないような料金体系にすること、②近隣の類似の施設と比較して妥当な料金であること、③維持経費を回収することが可能であることの3つの要素重視しつつ、総合的に勘案して算出したものであり、今回の実験の実施においては原案どおりとさせていただきます。
・障害者、弱者に対するご配慮をお願いしたい。 ・学生からの料金徴収はいかがなものか。 ・大人（中学生以上） ¥ 300 小学生以下 無料 団体（15名以上） ¥ 250 身障者半額（介助者1名半額） で、様子を見てはどうでしょうか？ ・募集業務の一環で、施設を利用する場合は、隊員・職員の同行があれば無料または割引で利用できるようなっていると、業務にも使いやすい。 ・小学生未満の幼児について、告示案では減免対象とされていないが、負担能力の観点から及び社会通念上、無料とすべきである。	・頂いた御意見についてですが、防衛省内においても議論、検討してきたところですが、今回は実験ということで実施いたしますので、原案どおりとさせていただきます。なお、頂いた御意見につきましては、本実験結果とともに検討させていただきます。
・無料開放日なども検討されたい。	・頂いた御意見についてですが、今回は実験ということで実施いたしますので、原案どおりとさせていただきます。なお、頂いた御意見につきましては、本実験結果とともに検討させていただきます。